

## 第5章 生活道路（区画道路）の整備計画



## 第5章 生活道路（区画道路）の整備計画

### 1. 生活道路の整備について

利便性が高く、安全・安心して移動できる道路網を構築するためには、これまでに検討してきた幹線道路の整備に加え、生活道路の整備も進めていくことが必要です。

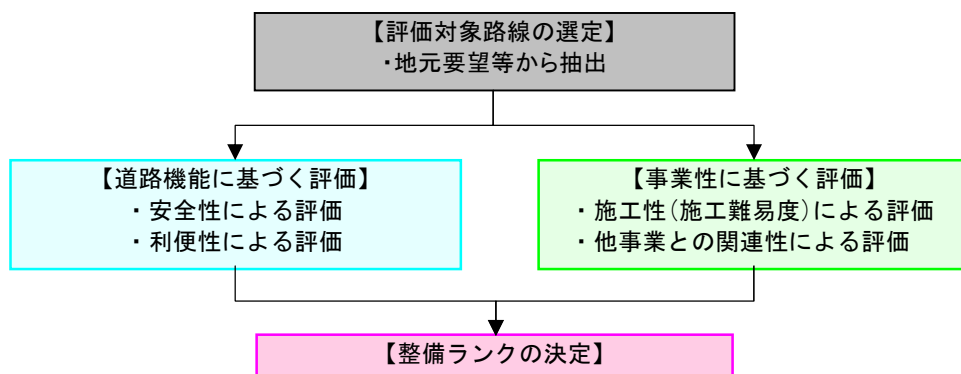
しかし、生活道路については、整備を要する路線数が膨大であり、幹線道路とは求められる機能が異なることから、幹線道路と同じ評価指標によって整備優先順位を設定することは困難です。また、生活道路は利用する人が限定されることから、基本的には地域の要望を踏まえ整備を進めていくことになるため、一定の基準の下に必要性を評価し、計画的に整備することが必要となります。そこで本計画では、生活道路の整備について指針を定め、利便性が高く、安全・安心して利用できる道路網の形成を図ります。

### 2. 優先整備箇所の設定

評価については、原則4メートル以上に拡幅可能な路線を優先し、「安全性」「利便性」を3段階で評価し、更に施工性（施工難易度）と他事業関連性を加味し、総合判断のうえ整備方針を決定します。

なお、拡幅に伴う用地買収については、地権者等の同意が得られていることを必須とします。

図一生活道路の整備ランクの決定フロー図



### 3. 評価基準の設定

評価基準の考え方にに基づき、生活道路の評価基準を以下のとおり設定します。

表一生活道路（区画道路）の評価基準

評価項目		整備ランクA	整備ランクB	整備ランクC
道路機能の評価	安全性	災害時に迂回路として機能する、消防活動困難地域*を解消するなど、安全性が著しく向上するもの。	避難所へのアクセスが向上するなど、安全性の向上が期待できるもの。	左記以外
	利便性	地域間の利便性が向上する。	集落内の利便性が向上する。	左記以外
事業性の評価	施工性（施工難易度）	移設物件はなく、施工難易度が低い。	移設物件は少なく、小規模な構造物で施工難易度は中程度である。	移設物件があり、大規模な構造物が必要で施工難易度が高い。
	他事業との関連性	他事業（総合計画・まちづくり計画・施設整備計画等）にあわせ実施する必要があるもの。		
総合判断		施工性が良く経費が安価であり、整備の優先性が高い路線。 【全てAであるもの】	施工性は容易であるが経費はある程度かかり、整備の優先性が中程度の路線。 【AとBで構成されるもの】	施工性が悪く、経費も多くかかり、整備の優先性が低い路線。 【Cを含むもの】

\*消防活動困難地域：6m以上の道路から100m以上離れた区域とする。